

令和3年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 東みよし町 】
令和3年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制（運営協議会・連絡協議会の構成員等） 徳島県「帰国・外国人児童生徒トータルサポート事業」実施体制 <pre>graph TD A[徳島県教育委員会 【日本語教育トータルサポートセンター】] -- 実施 --> B[日本語指導研修会 (年2回実施) ①教員対象 ②日本語講師及び 教員・学生等 対象 ※②は県内大学に 委託] A -- 実施 --> C[運営委員会 ・有識者(大学教授等) ・県国際交流協会 ・民間団体(日本語講師)] A -- 実施 --> D[連絡協議会 ・有識者(大学関係) ・該当市町村教育委員会担当者 等] A -- 実施 --> E[学校 「特別の教育課程」による指導の充実] A -- 実施 --> F[市町村教育委員会] B -- 成果の発信 --> G[成果の発信 ・研修会での周知 ・Webサイトへの掲載 等] C -- 成果の発信 --> G D -- 成果の発信 --> G E -- 成果の発信 --> G F -- 成果の発信 --> G B -- 啓発・指導助言 --> E E -- 啓発・指導助言 --> B C -- 参加意見交換 --> F F -- 参加意見交換 --> C D -- 日本語講師紹介依頼 補助金申請 各種相談 --> A A -- 日本語講師紹介依頼 補助金申請 各種相談 --> D E -- 日本語講師派遣申請 相談 --> A A -- 日本語講師派遣申請 相談 --> E F -- 日本語講師派遣 指導助言 --> A A -- 日本語講師派遣 指導助言 --> F</pre>
2. 具体の取組内容
(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営
・ 県教育委員会主催の連絡協議会に市町村教育委員会担当者が参加し、地域における外国人児童生徒等の円滑な支援を遂行するため、「個別の指導計画」や「特別の教育課程」の組み方などを含む支援体制について協議し、その内容を各学校に共有した。
(2) 学校における指導体制の構築
・ 日本語教育コーディネーター 1名 (学校の管理職等)
・ 日本語担当教員 1名 (担任教師等)
・ 日本語講師 (年間31単位時間程度派遣予定)
※向こう3カ年を見据えた域内における「教員配置のイメージ」については県の実施内容参照
(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施
・ 域内の指導が必要なすべての児童生徒等に対して「特別の教育課程」による指導を実施
5月・・・「特別の教育課程」の編成
個別の指導計画に基づいた指導開始
6月・・・各学校担当は「特別の教育課程」による指導について県主催の研修会に参加
10月・・・個別の指導計画の見直し、指導の改善
2月・・・達成目標の評価、次年度に向けて指導の見直し

(4) 成果の普及

- ・校長会等で、事業の周知を図った。
- ・学校担当教員が校内研修等の場で普及した。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・日本語指導を必要とする児童生徒に対して在籍学校に日本語講師を派遣した。

3. 成果と課題

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・県教育委員会を中心とした、連絡協議会に参加し、支援について他の市町村と情報交換を行った。
- ・運営協議会において示された方針等は連絡協議会を通じて共有し、支援の向上につなげた。
- ・日本語支援に対する理解を促進するため、周知や啓発、研修等を継続する体制作りが不可欠である。

(2) 学校における指導体制の構築

- ・少数在籍学校においても指導体制を整備し、「特別の教育課程」を編成することで、指導を必要とする児童生徒の一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を実施することができた。
- ・日本語担当教員の専門性の向上が求められているため、研修の実施など継続して支援していくことが必要である。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・「特別の教育課程」による指導を実施することにより、指導者、日本語講師が日本語指導についての理解を深められるとともに、両者が協力しながら個別の指導計画を立案し、定期的に指導を見直していくことで、長期の支援を見通して支援充実を図ることができた。
- ・適切な日本語指導の実施を継続するため、今後も研修機会を確保していく。

(4) 成果の普及

- ・当該児童生徒のいない学校にも情報を共有することで、全ての学校で受入れ体制を整備することができた。
- ・地域の関係者で成果と課題を共有し、次年度の取り組みにいかすことができる。
- ・当該児童生徒が在籍する全ての学校の担当者に対して、直接研修を行うことが出来たが、当該児童生徒が在籍する学校だけでなく、全ての学校を対象とした研修が必要である。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・県登録の日本語講師を支援員として派遣することで、安定した日本語指導を実施することができた。
- ・「特別の教育課程」による指導を実施するため、担当教員が支援員と協力しながら個別の指導計画を立て、きめ細かな支援を行うことができた。
- ・コロナ禍においても、継続した支援が可能となるような、支援の在り方について理解を深め、体制を整えたい。

本事業で 対応した 幼児・児童 生徒数	幼稚園等 (人園)	小学校 2人 (1校)	中学校 (人校)	義務教育 学校 (人校)	高等学校 (人校)	中等教育 学校 (人校)	特別支援 学校 (人校)
うち、特別 の教育課 程で指導 を受けた 児童生徒 数		2人 (1校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)

4. その他（今後の取組予定等）

- ※ 枠は適宜広げること。（複数ページになっても差し支えない） 成果物等があれば別途提出すること。
- ※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9（添付1）の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。